

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-7)

別紙1

施策名	目標3-1 大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策を含む)				担当部局名	水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室 モビリティ環境対策課		作成責任者名 (※記入は任意)	筒井誠二(環境管理課長) 鈴木清彦(環境汚染対策室長) 酒井雅彦(モビリティ環境対策課長)				
施策の概要	固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、酸性雨や黄砂等の広域大気汚染の影響を含む大気環境の状況をより的確に把握するため、人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。				政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全							
達成すべき目標	大気汚染に係る環境基準達成率の向上、降水酸性度の減少等を図り、大気環境の保全を図る。				目標設定の考え方・根拠	環境基本法第16条に定める環境基準 越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画		政策評価実施予定時期	令和6年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度				
1 全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	—	—	100	—	別紙の通り								環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。
2 全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	—	—	100	—	別紙の通り								環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。
3 大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	—	—	100	—	別紙の通り								自動車NOx・PM法は、自動車交通量が多く、自動車単体の排出ガス規制などの措置のみによっては大気環境基準の確保が困難な地域を指定し、特別の対策を行う法律であり、その対策地域に設置された自動車排出ガス測定局における環境基準達成率は、当該地域における対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。
4 我が国の降水中pHの加重平均値(pH)	—	—	5.6	—	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	全国的酸性雨調査モニタリングデータのうち、国民にとって身近な値を公表することにより、国民の不安解消と現状認識の向上を図り、かつ効果を把握することにも適した数値であるため、測定指標として選定した。	
5 アスベスト大気濃度調査における石綿濃度1本/L以下の箇所数の割合(解体等工事に係るもの)	—	—	100	—	100	100	100	100	100	100	100	環境省のアスベスト大気濃度調査結果から、一般大気環境中の総繊維数濃度は概ね1本/L以下であり、石綿繊維数濃度も1本/L以下である。そのため、解体等工事における漏えい監視の観点から、石綿繊維数濃度1本/Lを目安とし、石綿濃度1本/L以下の箇所数の割合測定指標として選定した。	
6 解体等工事に係る事前調査結果の報告件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	大気汚染防止法において、解体等工事に当たり、適切なアスベスト飛散防止対策を講じるため、事前に特定建設材料の有無等を調査することとされており、当該報告件数は、その進捗を把握するのに的確であるため、測定指標として選定した。	
7 環境目標値の設定または再評価を行った有害大気汚染物質数	—	—	2	—	—	—	—	2	2	2	2	有害大気汚染物質のうち、優先取組物質23物質について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい大気環境濃度の目標値を設定することとされている。環境目標値は、有害大気汚染物質による健康リスクの低減等を図る上で重要な値であるため、その設定や再評価の進捗を把握するのに適した測定指標として、環境目標値が設定または再評価がなされた優先取組物質数を選定した。	

測定指標	目標	目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
8	我が国における水銀大気排出量(t)	前年度に比べて排出量を削減する	-	-	前年度の水銀の大気排出量と今年度の水銀の大気排出量を比較することで、水銀の大気排出量削減量を示すことができるため、測定指標として設定した。			
9	国内及び東アジア地域における酸性雨・黄砂に係るモニタリングデータの把握・共有	-	-	-	全国の酸性雨調査及び黄砂飛散状況のモニタリングデータを公表することにより、国民の不安解消及び調査研究への活用を図るほか、モニタリングデータを関係諸国間で共有し、酸性雨及び黄砂の対策を国際的に議論するための基礎データとすることにより、東アジアの大気環境の改善に資することを目標とした。			
10	諸外国等の放射性物質に係る取組み状況等の情報の把握	-	-	-	我が国における一般環境中の放射性物質による環境の汚染の防止のための措置等及びその在り方に関する検討等に資するものとして、諸外国等の放射性物質に係る取組状況等や放射性物質による健康影響に関する最新情報等の把握を行うため、測定指標として選定した。また、当該検討結果に基づき、必要に応じた放射性物質に係る環境汚染の防止を図ることを目標とした。			
11	放射性物質に係る環境汚染の防止	-	-	-	諸外国等の放射性物質に係る取組状況等や放射性物質による健康影響に関する最新情報等の把握により、我が国における一般環境中の放射性物質による環境の汚染の防止のための措置等及びその在り方に関する検討等を行い、必要に応じた放射性物質に係る環境汚染の防止のための措置をとるため、測定指標として選定した。また、当該措置をとることにより、大気環境の改善・保全を図ることを目標とした。			
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
(1) 大気汚染防止推進費	445 (422)	506 (526)	427 (472)	424	1,4,7,9	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0110	
(2) 有害大気汚染物質等対策推進費 (平成23年度組替)	130 (123)	124 (113)	120 (126)	119	1,7	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0092	
(3) 石綿飛散防止総合対策費 (平成23年度組替)	162 (134)	200 (199)	87 (67)	69	5,6	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0093	
(4) 在日米軍施設・区域周辺環境保全対策費 (昭和53年度)	11 (10)	11 (6)	10 (6)	10	1	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0094	
(6) 微小粒子状物質(PM2.5)等総合対策費 (平成20年度)	492 (457)	452 (438)	442 (374)	417	1	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0105	
(7) 大気環境監視システム整備経費 (昭和47年度)	134 (134)	109 (109)	-	-	1	-	-	
(8) 大気環境に関する国際協力推進費	316 (295)	299 (292)	275 (259)	307	9	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0111	
(9) モビリティ大気汚染対策推進費(昭和38年度)	574 (516)	545 (526)	512 (505)	504	1,2,3	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0113	
(10) EST普及推進・エコモビリティ技術海外展開推進費 (令和2年度)	26 (26)	30 (29)	29 (28)	29	-	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0107	
(11) 環境管理技術調査検討費 (昭和50年度) 【関連R5-9、関連R5-10】	23 (22)	23 (24)	43 (41)	51	1	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0112	
(12) 水銀大気排出対策推進事業費 (平成27年度)	36 (41)	33 (36)	31 (19)	31	8	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	096	

施策の予算額・執行額	2,349 (2,180)	2,332 (2,298)	1,976 (1,897)	1,961	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) ○自動車NOx・PM総量削減基本方針(平成23年3月25日閣議決定)
------------	------------------	------------------	------------------	-------	-----------------------------------	--

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-8)

別紙1

施策名	目標3-2 大気生活環境の保全				担当部局名	水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室 モビリティ環境対策課		作成責任者名 (※記入は任意)	筒井誠二(環境管理課長) 鈴木清彦(環境汚染対策室長) 酒井雅彦(モビリティ環境対策課長)				
施策の概要	騒音・振動・悪臭の防止対策による大気生活環境の保全				政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全							
達成すべき目標	騒音・振動・悪臭の発生防止により、良好な大気生活環境を保全する。				目標設定の考え方・根拠	環境基本法第16条に定める環境基準		政策評価実施予定時期	令和6年8月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		
1 騒音に係る環境基準達成状況(%)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の騒音の状況の度合いを把握するものとしての確であるため、測定指標として選定した。
2 騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)(%)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の自動車騒音状況の度合いを把握するものとしての確であるため、測定指標として選定した。
3 航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の航空機騒音状況の度合いを把握するものとしての確であるため、測定指標として選定した。
4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の新幹線騒音状況の度合いを把握するものとしての確であるため、測定指標として選定した。
5 振動に係る全国の苦情件数(件)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	振動に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の振動の状況の度合いを把握するものとしての確であるため、測定指標として選定した。
6 悪臭に係る全国の苦情件数(件)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	悪臭に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の悪臭の状況の度合いを把握するものとしての確であるため、測定指標として選定した。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号					
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度									
騒音・振動・悪臭等公害防止強化対策費 (昭和63年度)	47 (43)	44 (40)	43 (33)	41	1.5,6	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	0097						
モビリティ騒音・振動対策 (平成12年度)	93 (90)	87 (80)	78 (53)	84	2.3,4	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	0114						
施策の予算額・執行額	140 (133)	131 (120)	121 (86)	125	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)							

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-9)

別紙1

<p>施策名</p>	<p>目標3-3 水環境の保全(海洋環境の保全を含む。)</p>				<p>担当部局名</p>	<p>水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室 海洋環境課 海洋プラスチック汚染対策室 海域環境管理室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>筒井誠二(環境管理課長) 鈴木清彦(環境汚染対策室長) 大井通博(海洋環境課長) 藤井好太郎(海洋プラスチック汚染対策室) 木村正伸(海域環境管理室長)</p>					
<p>施策の概要</p>	<p>水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進し、健全な水循環の確保に向けた取組を推進する。また、海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制等による海洋汚染の防止を図る。更に、海洋ごみ対策について、海岸漂着物処理推進法に基づく回収・処理、国内での廃棄物の適正処理等の推進による陸域等からの海洋ごみの発生抑制、海洋ごみの実態把握のための調査研究、国際的連携等に取り組む。</p>				<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>3. 大気・水・土壌環境等の保全</p>							
<p>達成すべき目標</p>	<p>水質汚濁に係る環境基準等達成率の向上等により、健全な水循環の確保を目指す。また、廃棄物の海洋投棄の規制等により、海洋環境の保全を図る。</p>				<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>環境基本法第16条に定める環境基準 湖沼水質保全特別措置法に基づく各指定湖沼の水質保全計画 水質汚濁防止法に基づく総量削減基本方針 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 水循環基本計画 琵琶湖の保全及び再生に関する法律 第4期海洋基本計画(令和5年4月28日閣議決定)</p>	<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>令和6年8月</p>					
<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>		<p>目標値</p>		<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>								<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
<p>1 公共用水域における水質環境基準の達成率(健康項目)(%)</p>	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	<p>環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、人の健康の保護を図るうえで、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したものの。</p>	
<p>2 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%)</p>	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	<p>環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図るうえで、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したものの。</p>	
<p>3 地下水における水質環境基準の達成率(%)</p>	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	<p>環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は人の健康の保護を図るうえで、地下水環境の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したものの。</p>	
<p>4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等(%)</p>	-	-	-	-	<p>別紙の通り</p>								<p>閉鎖性海域については、水質汚濁防止法に基づく総量削減基本方針等のもと、各海域の水質改善の状況を的確に把握し、水質保全を図ってきたところであり、当該水域の環境基準達成率は、対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定したものの。</p>
<p>5 地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える地盤沈下が発生していない地域の割合(%)</p>	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	<p>環境基本法第2条第3項で「地盤の沈下」は公害の一つとして位置付けられている。建築物等の基礎杭の許容応力度計算において年間2cmを超える地盤沈下については負の摩擦力を考慮することが推奨された経緯から(旧建設省による通達、昭和50年住指発第2号)、測定指標として選定したものの。</p>	

測定指標		目標		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
				目標年度				
6	陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万トン)	0		—				赤泥は平成26年度末に海洋投入処分が終了し、平成27年度以降、海洋投入処分が行われる見込みはない。建設汚泥についても平成28年度末に海洋投入処分の許可期間が終了したため、平成30年度以降は、陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量を0万トンとすることを目標とする。
7	アジア地域等における水環境ガバナンスの強化と我が国企業の水処理技術の海外展開の促進	—		—				水循環基本計画(令和2年6月閣議決定)等に基づき、水環境の悪化が顕著なアジア地域等において、我が国の水環境行政に係る経験や技術の共有等を図ることで、当該地域における水環境ガバナンスの強化に資するとともに、我が国企業が有する優れた水処理技術の海外展開を促進するなど、国際的な水環境問題の解決に寄与することを目標とする。
8	水環境中の放射性物質濃度測定実施都道府県数	—		—				放射性物質の常時監視に関する検討会報告書(平成25年12月)において、公共用水域及び地下水の測定地点は日本全国をバランスよく監視できるよう選定することとされており、全都道府県において放射性物質濃度を測定することが必要であることから、測定指標として選定したものの。
9	海洋ごみ(漂流・漂着・海底ごみ)に関する調査・研究結果の把握・共有	—		—				海岸漂着物等処理推進法等に基づき、海洋ごみの実態を把握し、その情報を国民に提供することは、海洋環境の保全に資する。
達成手段 (開始年度)		予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
(1)	水質汚濁防止推進費 (平成22年度)	370 (348)	336 (327)	317 (293)	251	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	0115
(2)	閉鎖性海域・湖沼環境対策等推進費 (昭和53年度)	161 (146)	138 (130)	152 (149)	152	2.4	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	0116
(3)	有明海・八代海等再生評価支援事業費(有明海・八代海総合調査評価委員会経費を含む)(平成19年度)	134 (124)	134 (128)	124 (120)	123	4	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	0099
(4)	豊かさを実感できる海の再生事業 (平成22年度)	130 (125)	154 (153)	171 (141)	171	4	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	0100
(5)	地下水・地盤環境対策費 (平成19年度)	76 (77)	72 (70)	67 (69)	67	3.5	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0101
(6)	水環境に関する国際協力推進費 (平成22年度組替)	251 (186)	246 (235)	201 (213)	189	7	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0117
(7)	海洋環境に係る条約対応及び調査検討事業費 (昭和61年度)	166 (163)	162 (149)	137 (153)	181	7	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0118

(8)	ロンドン議定書実施のための不発 弾陸上処理事業 (平成19年度)	707 (692)	675 (673)	920 (916)	846	6	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0102
(9)	海洋プラスチックごみ総合対策費 (平成19年度)	4,120 (3,731)	598 (4,092)	590 (5,331)	616	9	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0119
(10)	良好な水循環・水環境創出活動推 進事業 (令和5年度)	=	=	=	25	1,2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0108
(11)	琵琶湖保全再生等推進費 (平成29年度)	39 (38)	39 (34)	38 (32)	38	2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0104
(12)	環境管理技術調査検討費 (昭和50年度) 【関連R5-7、関連R5-10】	23 (22)	23 (24)	43 (41)	51	1	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0112
施策の予算額・執行額		6,177 (5,652)	2,577 (6,015)	2,760 (7,458)	2,710	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) 第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 水循環基本計画(平成27年7月10日閣議決定) 瀬戸内海環境保全基本計画(令和4年2月25日閣議決定) 海岸漂着物処理推進法に基づく基本的な方針(令和元年5月31日閣議決定) 第4期海洋基本計画(令和5年4月28日閣議決定)		

4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)

別紙

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値						
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値								
			29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率(%)(上段:COD、下段:全窒素・全りん)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-
			100	74.3 96.5	72.3 96.5	77.0 96.5	77.0 91.4	69.6 93.0	/	/	
大阪湾における水質環境基準の達成率(%)(上段:COD、下段:全窒素・全りん)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-
			100	66.7 100	66.7 100	66.7 100	66.7 100	66.7 100	/	/	
東京湾における水質環境基準の達成率(%)(上段:COD、下段:全窒素・全りん)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-
			100	63.2 66.7	63.2 100	68.4 100	63.2 100	68.4 100	/	/	
伊勢湾における水質環境基準の達成率(%)(上段:COD、下段:全窒素・全りん)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-
			100	43.8 85.7	50.0 85.7	62.5 85.7	62.5 85.7	56.3 71.4	/	/	
赤潮の発生件数[件](瀬戸内海/有明海/八代海)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			-	71/38/13	82/33/13	58/32/10	83/41/15	70/44/16	/	/	

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-10)

別紙1

施策名	目標3-4 土壤環境の保全				担当部局名	水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	筒井誠二(環境管理課長) 鈴木清彦(環境汚染対策室長)			
施策の概要	<p>○市街地等土壤汚染対策については、土壤汚染による人の健康被害の防止のために、土壤汚染対策法に基づき、土壤汚染による環境リスクの適切な管理を推進する。</p> <p>○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壤汚染対策地域において対策事業を実施する。</p> <p>○土壤汚染対策法の目的の対象となっていない生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全について、実態把握を進め、土壤汚染対策での対応について検討する。</p>				政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壤環境等の保全					
達成すべき目標	土壤汚染による環境リスクを適切に管理し、土壤環境を保全する。				目標設定の考え方・根拠	土壤汚染対策法 ダイオキシン類対策特別措置法 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律	政策評価実施予定時期	令和6年8月			
測定指標	目標	年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
		目標年度	年度ごとの実績値								
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
1	土壤汚染対策法第6条に規定する要措置区域における措置の実施率(%) (成果実績=措置実施区域数/要措置区域数)	100	-	100	100	100	100	100	100	100	土壤汚染対策法では、土壤汚染がある土地を健康被害のおそれの有無に応じて区域指定しており、土壤汚染による健康被害のおそれがある土地は、要措置区域として指定されることになる。このため、要措置区域において汚染の除去等の措置が講じられることが、土壤汚染による健康被害の防止という観点から重要であり、要措置区域における汚染の除去等の措置を実施し区域指定を解除された区域の実施率を指標として選定した。
			86.5	96.4	-	-	-	-	-	-	
2	ダイオキシン類土壤汚染対策地域の対策完了率(%)	100	-	100	100	100	100	100	100	100	ダイオキシン類対策特別措置法では、汚染が確認されたところであって、人が立ち入ることができる地域を都道府県知事が指定し、対策事業を実施することになる。このため、ダイオキシン類土壤汚染対策地域の対策完了率は、対策の進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。
			100	100	100	-	-	-	-	-	
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				関連する指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー事業番号				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度							
(1)	土壤汚染対策費(平成28年度)	298(283)	304(275)	305(253)	228	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0105			
(2)	環境管理技術調査検討費(昭和50年度) 【関連R5-7、関連R5-9】	23(22)	23(24)	43(41)	51	1	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0112			
施策の予算額・執行額	321(305)	327(299)	348(294)	279	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 第2部環境政策の具体的な展開 第3章重点戦略を支える環境政策の展開 第4節環境リスクの管理 第4部環境保全施策の体系 第1章環境問題の各分野に係る施策 第4節水環境、土壤環境、地盤環境、海洋環境の保全に関する取組及び第6節包括的な化学物質対策に関する取組					

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-11)

別紙1

施策名	目標3-5 ダイオキシン類・農薬対策				担当部局名	水・大気環境局 環境汚染対策室 農業環境管理室	作成責任者名 (※記入は任意)	鈴木清彦(環境汚染対策室長) 吉尾綾子(農業環境管理室長)					
施策の概要	ダイオキシン類について、排出総量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農薬について、農薬の使用に伴い水域の生活環境動植物に著しい被害が生じることのないよう魚類等の毒性試験データに基づき、速やかに水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準(水産基準)を設定する。				政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全							
達成すべき目標	ダイオキシン類について、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画に基づき、全ての地点で環境基準を達成する。新たに登録申請があった農薬含め水産基準が未設定である農薬について、リスク評価を行い、必要な農薬について水産基準を設定する。				目標設定の考え方・根拠	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の削減計画(平成24年8月) 環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)	政策評価実施予定時期	令和6年8月					
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値								
1	ダイオキシン類排出総量 (g-TEQ/年)	-	-	176	-	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の削減計画に定められる目標値(※)の達成状況は対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。 (※当面の間、改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限り排出量を削減する努力を継続する(削減目標量:176g-TEQ/年))
					176	176	176	176	176	176	176		
2	ダイオキシン類に係る環境基準達成率(%)	100%	-	-	-	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
						ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。							
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)							測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
					施策の進捗状況(実績)								
3	水域の生活環境動植物の被害防止に係る登録基準の設定及び設定不要と評価した農薬数(累計)	-	-	608	R5年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	農薬取締法に基づき、最新の科学的な知見等に基づく農薬のリスク評価を適切に行い、水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準(水産基準)を迅速かつ的確に設定することにより、農薬の生態系へのリスク低減に資することができるため、水産基準の設定及び設定不要と評価した農薬有効成分数を測定指標として設定した。
						594	597	601	608	-	-	-	
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					行政事業レビュー事業番号	
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度									
(1)	ダイオキシン類総合対策費(平成12年度)	23(26)	23(23)	22(21)	22	1,2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html					0106	
(2)	農薬環境影響評価対策費(平成17年度)【関連R5-40】	236(134)	236(192)	235(229)	235	3	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html					0139	
施策の予算額・執行額	259(160)	259(215)	257(250)	257	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)						

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-12)

別紙1

施策名	目標3-6 東日本大震災への対応(環境モニタリング調査)				担当部局名	水・大気環境局 海洋環境課	作成責任者名 (※記入は任意)	大井通博(海洋環境課長) 北村武紀(企画官)		
	施策の概要	被災地及び周辺地域の基礎的な情報等を的確に把握、提供するための環境モニタリング調査等を実施する。				政策体系上の位置付け		3. 大気・水・土壌環境等の保全		
達成すべき目標	被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。				目標設定の考え方・根拠	総合モニタリング計画		政策評価実施予定時期	令和6年8月	
測定指標	目標	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
		目標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
公共用水域放射性物質モニタリング調査の延べ調査回数(回)	3145回	-	3145	3145	3145	3145	-	-	-	被災地及び周辺地域の国民の不安解消と復旧・復興に資する基礎資料整備のため、公共用水域の放射性物質モニタリングを実施し、環境中の放射性物質に関する情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。
		-	2299	3145	3144	/	/	/	/	
地下水放射性物質モニタリング調査の延べ調査回数(回)	369回	-	369	369	369	369	-	-	-	被災地及び周辺地域の国民の不安解消と復旧・復興に資する基礎資料整備のため、地下水の放射性物質モニタリングを実施し、地下水中の放射性物質に関する情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。
		-	369	369	369	/	/	/	/	
被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査の延べ調査回数(回)	144回	-	144	144	144	144	-	-	-	被災影響海域の国民の不安解消と復旧・復興に資する基礎資料整備のため、被災影響海域における海洋環境関連モニタリングを実施し、海域環境中の放射性物質等に関する情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。
		-	144	144	144	/	/	/	/	
ALPS処理水放出に関連する放射性物質の海域環境モニタリング調査の延べ調査回数(回)	492回	-	-	-	302	492	-	-	-	国民の不安解消や、風評の抑制のため、ALPS処理水放出に関連する放射性物質の海域環境モニタリングを実施し、放出開始前後の水環境中の放射性物質に関する基礎的な情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況やALPS処理水放出に係る社会的な状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。
		-	-	-	302	/	/	/	/	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号		
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度						
公共用水域放射性物質モニタリング調査(平成23年度)	381	381	370	364	1	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html) (後日掲載)	0127			
地下水放射性物質モニタリング調査(平成23年度)	26	26	26	26	2	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html) (後日掲載)	0127			
被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査(平成23年度)	85	85	84	85	3	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0127			

ALPS処理水放出に関連 (4)する放射性物質の海域環境モニタリング調査	-	-	272	374	4	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html) (後日掲載)	0127
施策の予算額・執行額	492 (399)	492 (468)	755 (744)	851	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)	